

## 視点・論点

# 集団的自衛権

## 設置された「有識者会議」

天野恵一

安倍首相は、集団的自衛権について研究するための私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を設置した。すでに懇談会の論議は開始されている。一三人のメンバーについては、集団的自衛権の行使容認派ばかりそろえており、すでに「結論ありき」という批判の声がマスコミにもでてきた。しかし、スナナリと結論が出されるようではないようだ。実は「行使の容認」の中身をめぐって、対立が存在しているのだ。

安倍首相は、集団的自衛権行使に関する四つの個別事例研究を論議する方針で、この懇談会を組織した。

同盟攻撃の弾道ミサイルのMRミサイルでの撃破、公海上での海上自衛隊の並走する艦船への攻撃への反撃、一緒に活動している他国軍への攻撃への反撃、PKO活動での任務遂行妨害者への武器使用の四類型である。

これを、実は集団的自衛権ではなく個別的自衛権の行使であると解釈変更することで、集団的自衛権の行使は違憲であるとする歴代の首相が依拠してきた内閣法制局の解釈には手をつけずに、実質的に集団的自衛権の行使を可能にする姑息な方法で、アメリカの要求に当面応えようということが目指されているはずであった。それは公明党対策のためにも考えられた方針であったのだ。政調会長の斎藤鉄夫は、「こう主張している」。

「首相は集団的自衛権の行使を認めるような論議をしないとは一切言っていない。首相が示した4類型も集団的自衛権ではなく、個別的自衛権や自然権の概念で許されるような場合がほとんどだ。ミサイル防衛についても現時点で技術的にほとんど不可能なことを議論しても意味がない」。

「首相が太田代表に『従来の憲法解釈を尊重する』と明言したことを、我々は重く受け止めている」(論考「集団的自衛権」『朝日新聞』六月七日)。

公明党は、自衛権の解釈をネジまげ、今まで集団的自衛権の行使とされて

いたものを個別的自衛権の行使としてしまっただけでよし、憲法解釈そのものは変更しない方針を強く押しだしており、その方針こそが自公の連立の「基盤」という姿勢である。安倍は、とりあえずこれに対応しようとした。ところが懇談会に集められたメンバーの多くは、政治配慮から出た安倍の方針より、安倍のホンネ(集団的自衛権の行使は合憲)を、そこで主張しだしているのだ。

二人のメンバーの意見を示そう。まず、佐瀬昌盛

「国際法上は権利を持つが憲法上行使できない」という政府解釈は欠陥品だ。内閣法制局が積み上げ法理が簡単に変えられないというのもうそだ」。

「正直言って懇談会には出たくなかった。並走する米艦艇が攻撃された場合といった4類型を官邸から議論の土俵として示され、『集団的自衛権の定義がおかしい』とか言ってもみんな困るだけだ」(論考「集団的自衛権」『朝日新聞』五月一七日)。

次は坂本一哉。

「そもそも集団的自衛権を国際法上は持っているけど、憲法上は行使できない」という解釈は国際的に通用しない。政府の解釈は美しくない」(論考「集団的自衛権」『朝日新聞』五月一六日)。

集団的自衛権の行使は合憲であるという解釈への変更(内閣法制局の解釈の否定)に今こそ踏み込むべしという論理が、このように強烈に語られているのだ。

私たちは自衛権の解釈変更であれ、憲法解釈の変更であれ、どちらも平和憲法の破壊の解釈改憲である点を見すえ、安倍政権の「破憲 作動と対決」していかねばならないのだ。

(あまの・やすかず/反安保実)